○関東地方整備局告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十四号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
市川市稲荷木一丁目六六五番四地先から同市稲荷木一丁目四〇四番四地先まで	〇・〇〇～三九・四メートル	〇・五三三キロメートル

四　指定する期日　平成二十一年十月十三日

○四国地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A　八・五〇～　二九・〇〇メートル	五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一八・二四～二八四・八〇	三・九九六	
	後	A　八・五〇～　二九・〇〇	五・二八一	
		B・C・D・E　二五・三〇～二八四・八〇	五・二〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町東野二六一番から同町東野二五八番まで	前	四二・七五～六四・〇〇メートル	〇・二一一キロメートル
	後	四二・七五～六六・三三	〇・二一一
北海道二海郡八雲町東野二五七番一地内	前	三〇・一八～三三・二六	〇・〇一九
	後	三〇・一八～三三・二六	〇・〇一九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十八号及び二百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北斗市東浜二丁目八四番から同市東浜二丁目一四九番一地先まで	前	三二・四一～三八・八〇メートル	〇・二〇一キロメートル
	後	二五・〇〇～三六・二三	〇・二〇一
北斗市谷好四丁目七七番二から同市谷好四丁目八四番一地先まで	前	二八・〇〇～四二・〇〇	〇・一一一
	後	二八・〇〇～四二・〇〇	〇・一一一
北斗市富川一丁目一番一三地先から同市富川一丁目三二九番二まで	前	四一・二七～四二・〇〇	〇・一三五
	後	二八・〇〇～四一・二七	〇・一三五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町旧白滝九七番一から同町旧白滝七九番一まで	前	四九・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・一二八キロメートル
	後	五一・〇〇～七三・〇〇	〇・一二八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道二海郡八雲町東野二六一番から同町東野二五七番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十月十日

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日

北海道開発局長　関　克己

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
士別市川西町一七七六番一から同市川西町七七九〇番まで	前	二一・五〇～六一・五一メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	六一・五一～六二・九九	〇・〇三三

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日

北海道開発局長　関　克己